

軽自動車税（種別割）年税額一覧

原動機付自転車及び二輪車等

車種区分		税率（年額）
原動機付自転車	50cc以下または0.6kW以下のもの（ミニカーを除く）	2,000円
	50ccまたは0.6kWを超え90ccまたは0.8kW以下のもの	2,000円
	90ccまたは0.8kWを超え125ccまたは1.0kW以下のもの	2,400円
	ミニカー（三輪以上で50cc以下または0.6kW以下のもの）	3,700円
特定小型原動機付 （右記1～3全ての要件に 該当するもの）	1. 原動機の定格出力が0.60kW以下であること 2. 長さ 1.9メートル以下、幅 0.6メートル以下であること 3. 最高速度が 20 キロメートル毎時以下であること	2,000円
小型特殊自動車	農耕作業用（最高速度35km/h未満）	2,400円
	その他（最高速度15km/h以下）	5,900円
二輪の軽自動車	125ccを超え250cc以下のもの（側車付のものを含む）	3,600円
二輪の小型自動車	250ccを超えるもの	6,000円

四輪以上及び三輪の軽自動車

平成27年3月31日以前に初めて新規登録した車両は、登録後13年まで、税率（1）が適用されます。

平成27年4月1日以後に初めて新規登録した車両は、登録後13年まで税率（2）が適用されます。

また、初めて新規登録した年月から13年を経過した車両は、税率（3）が適用されます。

車種区分		税率（年額）			
		(1) 平成27年3月31日 以前の新規登録車両	(2) 平成27年4月1日 以後の新規登録車両	(3) 新規登録後13年超えの 車両（重課税率）	
三輪	50ccを超え660cc 以下のもの	3,100円	3,900円	4,600円	
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

※初めて新規登録をした年月とは、その車両に初めて車両番号の指定を受ける際に受けた検査年月日で自動車検査証に記載されている「初度検査年月日」で確認できます。

新規登録後13年超えの車両（重課税率）の適用開始年度早見表

初度検査年月日	適用開始年度
平成17年4月～平成18年3月	平成31年度（令和元年から）
平成18年4月～平成19年3月	令和2年度から
平成19年4月～平成20年3月	令和3年度から
平成20年4月～平成21年3月	令和4年度から
平成21年4月～平成22年3月	令和5年度から
平成22年4月～平成23年3月	令和6年度から
平成23年4月～平成24年3月	令和7年度から
平成24年4月～平成25年3月	令和8年度から
平成25年4月～平成26年3月	令和9年度から
平成26年4月～平成27年3月	令和10年度から